

東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領

29 福保障地第1944号

平成30年4月1日

（目 的）

第1条

この要領は、区市町村が支出する障害者（児）短期入所事業等に要する経費に対し、東京都がその一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条

この補助金は、次の事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、区市町村が支給する指定障害福祉サービス等（法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に限る。）に要する費用
- （2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6第1項に基づき、区市町村が行う措置（うち短期入所に限る。）

（補助対象経費）

第3条

この補助金の補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費とする。

（補助金交付額）

第4条

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。ただし、医療連携体制加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）第7の5の規定により国給付費の医療連携体制加算を算定している場合に、別表に定める補助基準額に当該国給付費の算定回数を乗じた額とし、精神科医療連携体制加算については、別紙の2に定める算定要件を満たしている場合に、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。

（補助の条件）

第5条

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月1日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに3年を経過した場合は、3年を経過した月から次に受審を完了した月までのサービス提供分について、補助金を交付しない。ただし、平成30年4月1日以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して3年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、補助金を交付する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第5条については、平成33年4月1日から適用する。

別表

補助基準額

1 障害者短期入所（2の場合を除く）

（1）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,465	2,680	2,734	2,895	3,003	3,218	3,379	3,540
区分5	2,117	2,300	2,346	2,483	2,574	2,757	2,894	3,030
区分4	1,766	1,917	1,954	2,068	2,143	2,294	2,407	2,520
区分3	1,612	1,748	1,782	1,884	1,951	2,087	2,189	2,290
区分2	1,428	1,546	1,576	1,665	1,724	1,843	1,932	2,020
区分1	18	136	166	255	314	433	522	610

（2）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,840	1,980	2,015	2,120	2,190	2,330	2,435	2,540
区分5	1,406	1,529	1,560	1,652	1,713	1,836	1,928	2,020
区分4	2,471	2,545	2,563	2,619	2,656	2,730	2,785	2,840
区分3	2,731	2,787	2,801	2,843	2,871	2,927	2,969	3,010
区分2	2,820	2,860	2,870	2,900	2,920	2,960	2,990	3,020
区分1	100	140	150	180	200	240	270	300

2 障害者短期入所（区分6から4の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

（1）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	10,445	10,660	10,714	10,875	10,983	11,198	11,359	11,520
区分5	11,957	12,140	12,186	12,323	12,414	12,597	12,734	12,870
区分4	13,436	13,587	13,624	13,738	13,813	13,964	14,077	14,190

（2）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	8,205	8,468	8,534	8,731	8,863	9,126	9,323	9,520
区分5	9,706	9,937	9,995	10,168	10,283	10,514	10,687	10,860
区分4	11,196	11,395	11,444	11,594	11,693	11,892	12,041	12,190

（3）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	7,160	7,300	7,335	7,440	7,510	7,650	7,755	7,860
区分5	7,966	8,089	8,120	8,212	8,273	8,396	8,488	8,580
区分4	10,251	10,325	10,343	10,399	10,436	10,510	10,565	10,620

(4) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	4,908	5,097	5,144	5,285	5,379	5,568	5,709	5,850
区分5	5,715	5,886	5,929	6,057	6,143	6,314	6,442	6,570
区分4	8,000	8,122	8,152	8,244	8,305	8,427	8,519	8,610

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保872-1
東京都清瀬療護園	清瀬市竹丘3-1-72
東京都日野療護園	日野市落川245-1
短期入所 みずき	府中市朝日町3-17-5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継84-6
八王子療護園	八王子市館町2837
アミークス東糀谷	大田区東糀谷6-4-17
竹の塚あかしあの杜なごみ	足立区竹の塚7-19-11
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田3-14-19

3 障害児短期入所

(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	2,117	2,300	2,346	2,483	2,574	2,757	2,894	3,030
区分2	1,254	1,397	1,433	1,541	1,612	1,756	1,863	1,970
区分1	18	136	166	255	314	433	522	610

(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,406	1,529	1,560	1,652	1,713	1,836	1,928	2,020
区分2	2,316	2,381	2,397	2,446	2,478	2,543	2,592	2,640
区分1	100	140	150	180	200	240	270	300

4 医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
(Ⅰ)	4,730	4,874	4,910	5,018	5,090	5,234	5,342	5,450
(Ⅱ)	2,370	2,442	2,460	2,514	2,550	2,622	2,676	2,730
(Ⅲ)	3,950	4,070	4,100	4,190	4,250	4,370	4,460	4,550
(Ⅳ)	790	814	820	838	850	874	892	910
(Ⅵ)	4,730	4,874	4,910	5,018	5,090	5,234	5,342	5,450
(Ⅶ)	2,370	2,442	2,460	2,514	2,550	2,622	2,676	2,730

5 精神科医療連携体制加算

330円 (級地は問わない。)

精神科医療連携体制加算算定基準等

1 目的

専門職による医療機関等との連携を促進し、精神障害者の安定した地域生活継続を支援する体制を整備する。

2 算定要件

- (1) 法第36条第1項の規定に基づき東京都知事又は八王子市長による指定を受けている短期入所事業所であること。
- (2) 以下の項目を満たしている事業所として福祉保健局長に届け出ること。
 - ア 事業所の主たる対象者が精神障害者のみであること。
 - イ 精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されていること。
 - ウ 国費の医療連携体制加算（V）を算定していないこと。
- (3) 対象者が、精神障害者として支給決定を受けていること。
- (4) 対象者に対し、生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。また、これらについて、最低5年間記録を保存しておくこと。

3 届出方法等

2（2）に定める届出は、以下のとおり行うこととする。

- (1) 届出は、精神科医療連携体制加算に係る届出書（別記第1号様式）により行うこととする。
- (2) 新規の届出を行う場合は、毎月15日を締切とし、翌月1日より算定可能とする。
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに終了の届出を行うこと。

(別記第1号様式)

受付番号	
------	--

精神科医療連携体制加算に係る届出書

年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

所在地
届出者 名称
代表者職・氏名 印

東京都障害児(者)短期入所事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

異動区分		1 新規		2 終了		
異動年月日		平成 年 月 日				
事業所	フリガナ 事業所名称					
	主たる事業所 の所在地	(郵便番号 -)				
		(ビルの名称等)				
	事業所番号		主たる対象			
	医療連携体制加算(V)の届出		1 届出有		2 届出無	
	専門職	氏名	資格名	兼務している職種		

添付書類

- 1 専門職の資格証
- 2 職員配置状況確認調査票
- 3 その他必要な書類